

令和6年9月24日

【照会先】

政策統括官付参事官付行政報告統計室

室長 村田 隆善

(担当・内線) 福祉統計係 (7553・7554)

(代表電話) 03 (5253) 1111

(直通電話) 03 (3595) 2919

## 令和4年度福祉行政報告例(児童福祉関係の一部)の概況

	目次	頁
報告の概要	.....	1
結果の概要	.....	2
統計表一覧	.....	4
用語の定義	.....	7

令和4年度福祉行政報告例(児童福祉関係の一部)の概況は厚生労働省ホームページにも掲載しています。URL (<https://www.mhlw.go.jp/toukei/list/38-1.html>)

# 報 告 の 概 要

## 1 報告の目的

福祉行政報告例は、社会福祉関係諸法規の施行に伴う各都道府県、指定都市及び中核市における行政の実態を数量的に把握して、国及び地方公共団体の社会福祉行政運営のための基礎資料を得ることを目的とする。

## 2 報告の対象

都道府県、指定都市及び中核市を対象とする。

## 3 報告の種類

月報(6表)及び年度報(48表)とする。

## 4 報告事項

身体障害者福祉関係、障害者総合支援関係、特別児童扶養手当関係、知的障害者福祉関係、老人福祉関係、婦人保護関係、民生委員関係、社会福祉法人関係、児童福祉関係、母子保健関係、児童扶養手当関係、戦傷病者特別援護関係、中国残留邦人等支援給付等関係

## 5 報告の方法及び系統

都道府県知事、指定都市市長及び中核市市長は、所定の報告事項について定められた期限までに厚生労働省政策統括官(統計・情報システム管理、労使関係担当)に提出する。



## 6 利用上の注意

### (1) 表章記号の規約

減少数(率)の場合	
計数がない場合	-
統計項目のありえない場合	・
計数不明又は計数を表章することが不適当な場合	...

(2) 掲載している割合の数値は四捨五入しているため、内訳の合計が「総数」に合わない場合がある。

(3) 令和3年度以前の児童福祉関係の一部(児童相談所における児童虐待相談の対応件数など)については、一部の地方自治体において記入要領どおりに報告できていなかったことが判明しているため、本概況では経年比較はしていない。

# 結果の概要

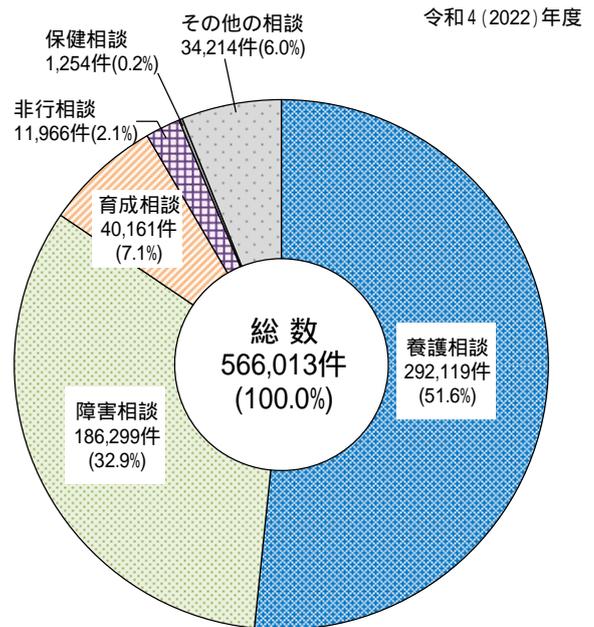
## 児童福祉関係

### 1 児童相談所における相談の種類別対応件数

令和4年度中の児童相談所における相談の対応件数は566,013件となっている。

相談の種類別にみると、「養護相談」が292,119件（構成割合51.6%）と最も多く、次いで「障害相談」が186,299件（同32.9%）、「育成相談」が40,161件（同7.1%）となっている。（図1）

図1 児童相談所における相談の種類別対応件数



### 2 児童相談所における児童虐待相談の対応件数

令和4年度中に児童相談所が対応した養護相談のうち児童虐待相談の対応件数は214,843件となっている。

相談の種別にみると、「心理的虐待」が128,114件（構成割合59.6%）と最も多く、次いで「身体的虐待」が49,464件（同23.0%）となっている。被虐待者の年齢別にみると、「3歳」が13,849件と最も多くなっており、「身体的虐待」の構成割合はおおむね年齢が上がるにつれて多くなっている。（表1、図2）

また、主な虐待者別構成割合をみると「実母」が48.0%と最も多く、次いで「実父」が42.6%となっている（図3）。

表1 児童虐待の相談種別件数

(単位：件)

令和4(2022)年度

総数	心理的虐待	身体的虐待	保護の怠慢・拒否(ネグレクト)	性的虐待
214 843	128 114	49 464	34 872	2 393

図2 児童虐待相談の年齢別・相談種別構成割合

令和4(2022)年度

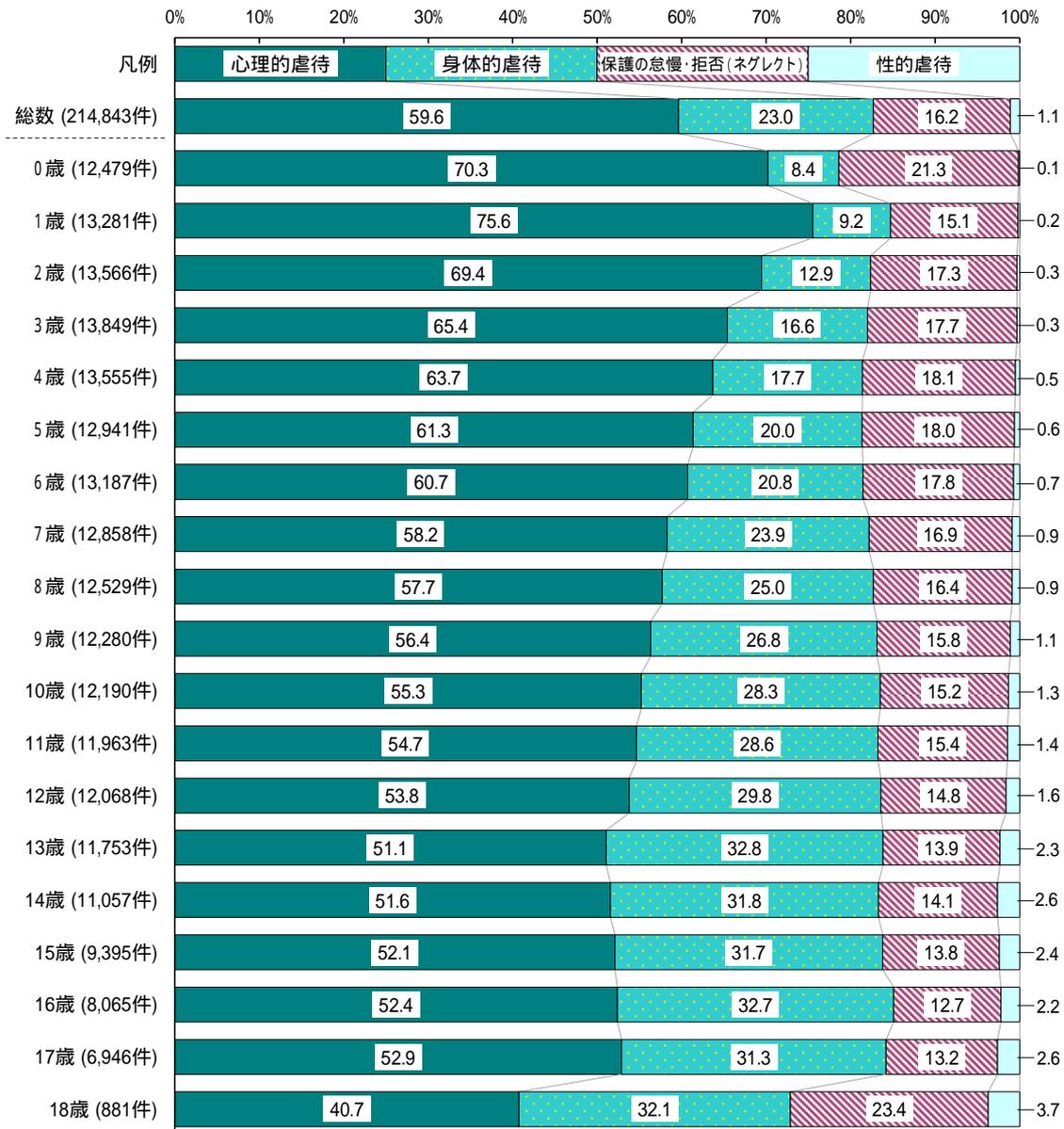
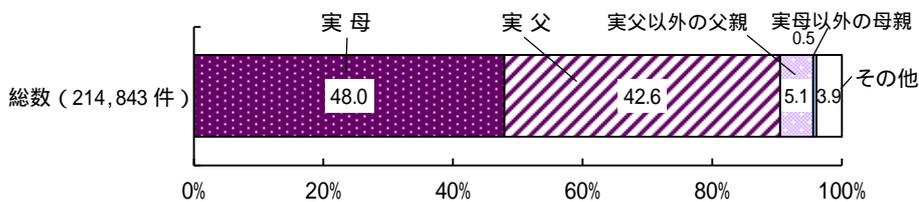


図3 児童虐待相談における主な虐待者別構成割合

令和4(2022)年度



## 統 計 表 一 覧

- 統計表 1 児童相談所における対応件数，都道府県 - 指定都市 - 中核市 - 特別区 × 相談の種類別
- 統計表 2 児童相談所における児童虐待相談の対応件数，都道府県 - 指定都市 - 中核市 - 特別区別

統計表 1 児童相談所における対応件数，都道府県 - 指定都市 - 中核市 - 特別区 × 相談の種類別

(単位：件)		令和4年度(2022年度)					
	総 数	養 護 相 談	保 健 相 談	障 害 相 談	非 行 相 談	育 成 相 談	そ の 他 の 相 談
全 国	566 013	292 119	1 254	186 299	11 966	40 161	34 214
北 海 道	12 560	5 425	1	5 962	189	890	93
青 森 県	5 003	2 686	1	1 534	74	459	249
岩 手 県	3 292	1 841	-	934	94	245	178
宮 城 県	5 663	2 196	2	2 772	37	210	446
秋 田 県	2 579	657	10	635	34	569	674
山 形 県	2 822	979	8	623	32	667	513
福 島 県	8 440	4 188	2	2 959	163	584	544
茨 城 県	7 825	4 708	-	2 653	120	327	17
栃 木 県	6 634	1 904	-	2 896	99	163	1 572
群 馬 県	12 028	3 689	197	4 121	328	2 758	935
埼 玉 県	31 682	17 990	40	6 984	615	1 813	4 240
千 葉 県	18 705	9 046	8	7 576	229	248	1 598
東 京 都	44 338	29 702	501	5 241	1 774	4 533	2 587
神 奈 川 県	15 144	8 144	34	3 847	140	1 431	1 548
新 潟 県	5 122	3 205	10	1 360	81	310	156
富 山 県	4 301	1 354	43	920	56	536	1 392
石 川 県	1 951	1 046	1	661	70	157	16
福 井 県	2 769	1 695	-	567	90	264	153
山 梨 県	2 800	1 502	-	845	75	111	267
長 野 県	5 991	3 650	2	1 696	116	289	238
岐 阜 県	7 890	3 561	3	3 371	167	475	313
静 岡 県	6 015	2 205	-	3 254	197	262	97
愛 知 県	20 080	10 565	13	7 758	330	1 221	193
三 重 県	4 718	2 715	2	1 715	89	191	6
滋 賀 県	5 038	2 615	-	2 252	69	51	51
京 都 府	4 822	2 485	3	1 538	144	127	525
大 阪 府	32 252	19 175	2	9 884	599	2 083	509
兵 庫 県	18 202	6 976	3	10 066	382	757	18
奈 良 県	4 515	1 520	2	2 493	127	287	86
和 歌 山 県	4 133	2 204	-	1 252	113	508	56
鳥 取 県	1 885	1 013	1	450	53	160	208
島 根 県	2 370	1 138	-	955	48	204	25
岡 山 県	4 357	2 228	-	1 643	113	373	-
広 島 県	5 959	3 967	-	1 738	159	69	26
山 口 県	4 739	2 055	-	2 188	102	294	100
徳 島 県	2 831	1 344	-	1 226	67	194	-
香 川 県	5 526	2 372	15	1 377	121	925	716
愛 媛 県	4 806	2 696	7	1 711	129	240	23
高 知 県	1 801	981	-	653	76	89	2
福 岡 県	15 595	10 179	1	3 868	383	999	165
佐 賀 県	2 200	1 248	-	685	76	143	48
長 崎 県	6 200	2 301	2	2 166	204	841	686
熊 本 県	4 458	1 442	136	2 244	32	390	214
大 分 県	6 321	2 173	87	917	96	2 111	937
宮 崎 県	4 248	2 289	-	1 505	83	196	175
鹿 児 島 県	8 234	4 707	3	3 071	58	246	149
沖 縄 県	8 430	5 675	3	1 328	366	255	803
指定都市(別掲)							
礼 幌 市	8 347	4 168	1	2 621	126	318	1 113
仙 台 市	12 616	2 380	6	6 093	41	671	3 425
さいたま市	6 910	3 764	11	1 369	133	845	788
千葉市	6 849	3 699	7	2 417	55	239	432
横浜市	19 579	10 240	61	7 427	267	1 032	552
川 崎 市	6 747	4 332	3	1 812	90	436	74
相 模 原 市	3 388	1 944	-	1 159	37	181	67
新 潟 市	4 128	2 654	5	892	86	440	51
静 岡 市	2 518	1 263	-	895	103	104	153
浜 松 市	2 777	1 082	-	1 488	12	61	134
名 古 屋 市	6 889	5 669	6	170	255	529	260
京 都 市	10 638	2 518	-	6 027	174	264	1 655
大 阪 市	18 007	10 391	-	6 014	263	364	975
堺 市	5 621	2 725	1	1 836	110	884	65
神 戸 市	8 764	2 895	-	5 179	319	362	9
岡 山 市	3 357	1 205	-	1 781	76	283	12
広 島 市	5 817	3 227	-	1 851	124	583	32
北 九 州 市	6 862	3 420	1	2 804	86	466	85
福 岡 市	7 692	3 598	-	3 537	174	380	3
熊 本 市	2 424	1 511	-	696	83	107	27
中核市(別掲)							
横 須 賀 市	1 793	1 069	3	448	23	190	60
金 沢 市	1 359	876	-	410	20	53	-
明 石 市	2 020	710	4	1 067	16	212	11
奈 良 市	1 379	452	-	760	59	51	57
特別区(別掲)							
港 区	1 433	1 125	-	101	64	96	47
世 田 谷 区	2 223	1 797	-	256	68	53	49
中 野 区	1 563	1 217	1	138	43	129	35
豊 島 区	412	378	-	13	4	8	9
荒 川 区	959	625	1	109	26	115	83
板 橋 区	2 074	1 501	-	336	97	48	92
江 戸 川 区	3 594	2 248	-	499	133	402	312

注：中核市（別掲）及び特別区（別掲）は、児童相談所を設置している中核市及び特別区に限る。

統計表2 児童相談所における児童虐待相談の対応件数，都道府県 - 指定都市 - 中核市 - 特別区別

(単位：件)

令和4年度(2022年度)

	対 応 件 数
全 国	214 843
北 海 道	3 626
青 森 県	2 039
岩 手 県	1 717
宮 城 県	2 034
秋 田 県	578
山 形 県	579
福 島 県	2 256
茨 城 県	4 033
栃 木 県	1 627
群 馬 県	1 835
埼 玉 県	13 871
千 葉 県	8 747
東 京 都	19 345
神 奈 川 県	7 899
新 潟 県	2 091
富 山 県	864
石 川 県	933
福 井 県	918
山 梨 県	1 451
長 野 県	2 697
岐 阜 県	2 684
静 岡 県	2 054
愛 知 県	6 493
三 重 県	2 408
滋 賀 県	2 187
京 都 府	2 344
大 阪 府	16 036
兵 庫 県	5 702
奈 良 県	1 254
和 歌 山 県	2 066
鳥 取 県	148
島 根 県	332
岡 山 県	796
広 島 県	3 131
山 口 県	688
徳 島 県	1 039
香 川 県	1 152
愛 媛 県	1 741
高 知 県	501
福 岡 県	6 760
佐 賀 県	1 085
長 崎 県	1 084
熊 本 県	1 339
大 分 県	1 786
宮 崎 県	2 019
鹿 児 島 県	2 423
沖 縄 県	2 585

	対 応 件 数
指定都市(別掲)	
札 幌 市	2 229
仙 台 市	1 651
さいたま市	3 342
千 葉 市	2 472
横 浜 市	9 028
川 崎 市	4 055
相 模 原 市	1 896
新 潟 市	1 552
静 岡 市	897
浜 松 市	872
名 古 屋 市	3 089
京 都 市	2 257
大 阪 市	6 319
堺 市	2 395
神 戸 市	2 648
岡 山 市	424
広 島 市	2 323
北 九 州 市	2 515
福 岡 市	3 057
熊 本 市	1 425
中核市(別掲)	
横 須 賀 市	962
金 沢 市	693
明 石 市	602
奈 良 市	385
特別区(別掲)	
港 区	953
世 田 谷 区	1 650
中 野 区	801
豊 島 区	206
荒 川 区	481
板 橋 区	998
江 戸 川 区	1 689

注：中核市（別掲）及び特別区（別掲）は、児童相談所を設置している中核市及び特別区に限る。

## 用語の定義

### 児童福祉関係

#### (1) 児童相談所

児童の福祉に関する相談、調査、判定、指導等を行うため、児童福祉法により都道府県、指定都市及び児童相談所設置市に設置された相談所をいう。

#### (2) 児童相談所における相談の種類

##### ア 養護相談

父又は母等保護者の家出、失踪、死亡、離婚、入院、稼働及び服役等による養育困難児、棄児、迷子、被虐待児、親権を喪失した親の子、後見人を持たぬ子ども等養育面で環境的問題を有する子ども、養子縁組に関する相談をいう。

##### イ 保健相談

低出生体重児、虚弱児、内部機能障害、小児喘息、その他の疾患（精神疾患を含む。）等を有する子どもに関する相談をいう。

##### ウ 障害相談

（肢体不自由相談）肢体不自由児、運動発達の遅れに関する相談

（視聴覚障害相談）視聴覚障害児に関する相談

（言語発達障害等相談）構音障害、吃音、失語等音声や言語の機能障害をもつ子ども、言語発達遅滞を有する子ども等に関する相談

（重症心身障害相談）重症心身障害児（者）に関する相談

（知的障害相談）知的障害児に関する相談

（発達障害相談）自閉症、アスペルガー症候群、その他の広汎性発達障害、学習障害、注意欠陥多動性障害等の子どもに関する相談（自閉症スペクトラム障害を含む。）

をいう。

##### エ 非行相談

虚言癖、浪費癖、家出、浮浪、乱暴、性的逸脱等のぐ犯行為、問題行動のある子ども、警察署からぐ犯少年として通告のあった子ども、触法行為のあったとされる子ども、犯罪少年に関して家庭裁判所から送致のあった子どもに関する相談をいう。

##### オ 育成相談

子どもの人格の発達上問題となる反抗、生活習慣の著しい逸脱等性格又は行動上の問題を有する子どもに関する相談、学校及び幼稚園並びに保育所に在籍中で登校（園）していない状態にある子どもに関する相談、進学適性、職業適性、学

業不振等に関する相談、家庭内における幼児のしつけ、子どもの性教育、遊び等に関する相談をいう。

カ その他の相談

上記アからオのいずれにも該当しない相談をいう。